

議案第79号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係手数料の部の表第12号の項の次に次の1項を加える。

(12)の2 法第5 2条第6項第3 号の規定による 認定	建築物の容積率の認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
--	-----------------	--------------------

別表建築関係手数料の部の表第18号の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同表第20号の2の項の次に次の1項を加える。

(20)の3 法第5 8条第2項の規 定による許可	建築物の高さの特例許可申請手数料	申請1件につき 160,000円
---------------------------------	------------------	---------------------

別表建築関係手数料の部の表第36号の項中「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に改め、同項の表中「建築物（）」の次に「増築等を行わない」を加え、同部の表第37号の項中「又は一敷地内許可建築物以外」を「以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は一敷地内許可建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等」に改め、同項の表中「建築物（）」及び「又は」の次に「増築等を行わない」を加え、同部の表第44号の項中第1号ア（イ）を削り、同号ア（ウ）中「一の建築物全体に係る申請（（ア）及び（イ）に掲げる申請を除く。）」を「（ア）に掲げる申請以外の申請」に改め、「（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。）」を削り、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とし、同号イ

(イ)を削り、同号イ(ウ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)」を「(ア)に掲げる申請以外の申請」に改め、「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)」を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同表第45号の項中第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)」を「(ア)に掲げる申請以外の申請」に改め、「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)」を削り、同号ア(ウ)a中「前項第1号ア(ウ)a」を「前項第1号ア(イ)a」に改め、同号ア(ウ)b中「前項第1号ア(ウ)b」を「前項第1号ア(イ)b」に改め、同号ア(ウ)c中「前項第1号ア(ウ)c」を「前項第1号ア(イ)c」に改め、同号ア(ウ)d中「前項第1号ア(ウ)」を「前項第1号ア(イ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)」を「(ア)に掲げる申請以外の申請」に改め、「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。)」を削り、同号イ(ウ)a中「前項第1号イ(ウ)a」を「前項第1号イ(イ)a」に改め、同号イ(ウ)b中「前項第1号イ(ウ)b」を「前項第1号イ(イ)b」に改め、同号イ(ウ)c中「前項第1号イ(ウ)c」を「前項第1号イ(イ)c」に改め、同号イ(ウ)d中「前項第1号イ(ウ)d」を「前項第1号イ(イ)d」に改め、同号イ(ウ)e中「前項第1号イ(ウ)」を「前項第1号イ(イ)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同表第50号の項中第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)」を「(ア)に掲げる申請以外の申請」に改め、同号ア(ウ)b中「部分」の次に「(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。イ(イ)bにおいて同じ。)」を加え、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)」を「(ア)に掲げる申請以外の申請」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同表第51号の項中第1号ア(ウ)及び(エ)を削り、同号ア(オ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。)」を「(ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請」に改め、同号ア

(オ) a 中「前項第 1 号ア(ウ) a」を「前項第 1 号ア(イ) a」に改め、同号ア(オ) b 中「前項第 1 号ア(ウ) b」を「前項第 1 号ア(イ) b」に改め、同号ア(オ) c 中「前項第 1 号ア(ウ) c」を「前項第 1 号ア(イ) c」に改め、同号ア(オ) d 中「前項第 1 号ア(ウ)」を「前項第 1 号ア(イ)」に改め、同号ア(オ)を同号ア(ウ)とし、同号イ(ウ)及び(エ)を削り、同号イ(オ)中「一の建築物全体に係る申請 ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。)」を「(ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請」に改め、同号イ(オ) a 中「前項第 1 号イ(ウ) a」を「前項第 1 号イ(イ) a」に改め、同号イ(オ) b 中「前項第 1 号イ(ウ) b」を「前項第 1 号イ(イ) b」に改め、同号イ(オ) c 中「前項第 1 号イ(ウ) c」を「前項第 1 号イ(イ) c」に改め、同号イ(オ) d 中「前項第 1 号イ(ウ) d」を「前項第 1 号イ(イ) d」に改め、同号イ(オ) e 中「前項第 1 号イ(ウ)」を「前項第 1 号イ(イ)」に改め、同号イ(オ)を同号イ(ウ)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表建築関係手数料の部の表の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

理 由

建築基準法等の改正に伴い建築関係手数料を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）			別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）		
手数料を徴収する事 務	手数料の名称及び区分	金額	手数料を徴収する事 務	手数料の名称及び区分	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(12)の2 法第52 条第6項第3号 の規定による認 定	建築物の容積率の認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) 法第55条第 3項各号の規定 による許可	建築物の高さの許可申請手数料	申請1件につき 160,000円	(18) 法第55条第 3項又は第4項 各号の規定によ る許可	建築物の高さの許可申請手数料	申請1件につき 160,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(20)の3 法第58 条第2項の規定 による許可	建築物の高さの特例許可申請手数料	申請1件につき 160,000円

(略)	(略)	(略)				
(36) 法第86条の2第1項の規定による認定	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定申請手数料</u>	<table border="1"> <tr> <td>建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合</td> <td>申請1件につき 78,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 78,000円	(略)	(略)
建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 78,000円					
(略)	(略)					
(37) 法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の <u>特例許可申請手数料</u>	<table border="1"> <tr> <td>建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合</td> <td>申請1件につき 238,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 238,000円	(略)	(略)
建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 238,000円					
(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)				
(44) 都市の低炭素化の促進に関	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において					

(略)	(略)	(略)				
(36) 法第86条の2第1項の規定による認定	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料</u>	<table border="1"> <tr> <td>建築物（<u>増築等を行わない</u>一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合</td> <td>申請1件につき 78,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建築物（ <u>増築等を行わない</u> 一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 78,000円	(略)	(略)
建築物（ <u>増築等を行わない</u> 一敷地内認定建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 78,000円					
(略)	(略)					
(37) 法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は一敷地内許可建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等の特例許可申請手数料</u>	<table border="1"> <tr> <td>建築物（<u>増築等を行わない</u>一敷地内認定建築物又は<u>増築等を行わない</u>一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合</td> <td>申請1件につき 238,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建築物（ <u>増築等を行わない</u> 一敷地内認定建築物又は <u>増築等を行わない</u> 一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 238,000円	(略)	(略)
建築物（ <u>増築等を行わない</u> 一敷地内認定建築物又は <u>増築等を行わない</u> 一敷地内許可建築物を除く。以下次項において同じ。）の数が1である場合	申請1件につき 238,000円					
(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)				
(44) 都市の低炭素化の促進に関	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において					

する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による申請に対する審査

同じ。）に関する認定申請手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査次に掲げる区分に応じた金額

ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等の住宅部分に係る申請

申請に係る住戸の数	申請1件につき
1戸	4,000円
1戸を超え5戸以下	9,000円
5戸を超え10戸以下	15,000円
10戸を超え25戸以下	25,000円
25戸を超え50戸以下	43,000円
50戸を超え100戸以下	77,000円

する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による申請に対する審査

同じ。）に関する認定申請手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査次に掲げる区分に応じた金額

ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

(ア) (略)

100戸を超え200戸以下	121,000円
200戸を超えるもの	153,000円

(ウ) 一の建築物全体に係る申請（(ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。） 次の a から c までに掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。）を合計した金額

a ~ c (略)

イ ア以外の場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等の住宅部分に係る申請

申請に係る住戸の数	申請1件につき
1戸	33,000円
1戸を超え5戸以下	66,000円
5戸を超え10戸以下	93,000円
10戸を超え25戸以下	130,000円
25戸を超え50戸以下	187,000円
50戸を超え100戸以下	268,000円
100戸を超え200戸以下	363,000円

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次の a から c までに掲げる金額を合計した金額

a ~ c (略)

イ ア以外の場合

(ア) (略)

	<table border="1" data-bbox="421 193 1061 260"> <tr> <td data-bbox="421 193 795 260">200戸を超えるもの</td> <td data-bbox="795 193 1061 260">476,000円</td> </tr> </table> <p data-bbox="454 272 1081 456">(ウ) <u>一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)</u> 次の a から d までに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、b に掲げる金額を除く。)</u> を合計した金額</p> <p data-bbox="479 485 645 512">a ~ d (略)</p> <p data-bbox="409 544 544 571">(2) (略)</p>	200戸を超えるもの	476,000円		<p data-bbox="1447 272 2074 352">(イ) <u>(ア)に掲げる申請以外の申請</u> 次の a から d までに掲げる金額を合計した金額</p> <p data-bbox="1469 485 1635 512">a ~ d (略)</p> <p data-bbox="1402 544 1536 571">(2) (略)</p>
200戸を超えるもの	476,000円				
<p data-bbox="147 603 349 831">(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p data-bbox="383 603 1010 630">低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p data-bbox="409 662 1081 742">(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p data-bbox="432 774 1081 949">ア 当該低炭素建築物新築等計画の変更が都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p data-bbox="454 981 589 1008">(ア) (略)</p> <p data-bbox="454 1040 1081 1176">(イ) <u>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅部分に係る申請</u> 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p data-bbox="454 1208 1081 1431">(ウ) <u>一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。)</u> 申請1件につき次の a から d までに掲げる金額 <u>(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、b に掲げる金額を除く。)</u> を合計した金額</p>	<p data-bbox="1137 603 1339 831">(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p data-bbox="1375 603 2002 630">低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p data-bbox="1402 662 2074 742">(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p data-bbox="1424 774 2074 949">ア 当該低炭素建築物新築等計画の変更が都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p data-bbox="1447 981 1581 1008">(ア) (略)</p> <p data-bbox="1447 1200 2074 1279">(イ) <u>(ア)に掲げる申請以外の申請</u> 申請1件につき次の a から d までに掲げる金額を合計した金額</p>		

- a 住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(ウ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額
- b 共用部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(ウ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額
- c 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(ウ) cに規定する金額の2分の1に相当する金額
- d a、b及びc以外の住宅部分、共用部分及び非住宅部分 前項第1号ア(ウ)に規定する金額

イ ア以外の場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる金額を除く。）を合計した金額

- a 住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号イ(ウ) aに規定する

- a 住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(イ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額
- b 共用部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(イ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額
- c 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(イ) cに規定する金額の2分の1に相当する金額
- d a、b及びc以外の住宅部分、共用部分及び非住宅部分 前項第1号ア(イ)に規定する金額

イ ア以外の場合

(ア) (略)

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額

- a 住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号イ(イ) aに規定する

	<p>金額の2分の1に相当する金額</p> <p>b 共用部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） <u>前項第1号イ(ウ) b</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>c 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(ウ) c</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>d 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(ウ) d</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>e a、b、c及びd以外の住宅部分、共用部分及び非住宅部分 <u>前項第1号イ(ウ)</u>に規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>		<p>金額の2分の1に相当する金額</p> <p>b 共用部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。） <u>前項第1号イ(イ) b</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>c 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) c</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>d 非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) d</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>e a、b、c及びd以外の住宅部分、共用部分及び非住宅部分 <u>前項第1号イ(イ)</u>に規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p>	(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項の規定による申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p>

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等に係る申請（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。（ウ）b並びにイ（イ）及び（ウ）bにおいて同じ。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

(ウ) 一の建築物全体に係る申請（(ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。） 次のaからcまでに掲げる金額を

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

(ア) (略)

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次のaからcまでに掲げる金額を合計した金額

合計した金額

a (略)

b 共同住宅等の部分

(表略)

c (略)

イ ア以外の場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>63,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>100,000円</u>
<u>2,000㎡以上5,000㎡未満</u>	<u>180,000円</u>
<u>5,000㎡以上</u>	<u>250,000円</u>

(ウ) 一の建築物全体に係る申請（(ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。） 次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額

a (略)

b 共同住宅等の部分 （共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。イ(イ) bにおいて同じ。）

(表略)

c (略)

イ ア以外の場合

(ア) (略)

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額

	<p>a ~ d (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>a ~ d (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p> <p><u>(エ) 新たに追加する共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額</u></p> <p><u>(オ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。)</u> 申請1件につき次の a から d までに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限り、bに掲げるものを除く。)</p> <p><u>前項第1号ア(ウ) a に規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p>	<p>(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請 申請1件につき次の a から d までに掲げる金額を合計した金額</u></p> <p>a 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限り、bに掲げるものを除く。)</p> <p><u>前項第1号ア(イ) a に規定する金額の2分の1に相当する金額</u></p>

b 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(ウ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額

c 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(ウ) cに規定する金額の2分の1に相当する金額

d a、b及びc以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 前項第1号ア(ウ)に規定する金額

イ ア以外の場合

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額

(オ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額

a 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるもの限り、bに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(ウ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額

b 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向

b 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(イ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額

c 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。） 前項第1号ア(イ) cに規定する金額の2分の1に相当する金額

d a、b及びc以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 前項第1号ア(イ)に規定する金額

イ ア以外の場合

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額

a 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるもの限り、bに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(イ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額

b 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向

	<p>上計画の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(ウ) b</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>c 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(ウ) c</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>d 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(ウ) d</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>e a、b、c及びd以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 <u>前項第1号イ(ウ)</u>に規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)

(表略)

	<p>上計画の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(イ) b</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>c 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(イ) c</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>d 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。) <u>前項第1号イ(イ) d</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>e a、b、c及びd以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 <u>前項第1号イ(イ)</u>に規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)

(表略)